# 令和6年度地方自治体における情報システム(生活保護)の標準仕様書改定に向けた調査研究業務一式第3回検討会議事概要

日 時:令和7年1月22日(水) 16:00~18:00

場 所:オンライン開催

出席者(敬称略):

## (構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、福岡県、横浜市、仙台市、柏市、東大阪市、横須賀市、町田市、中野区、新宿区、泉大津市

# (オブザーバー)

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、デジタル庁、厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

## (事務局)

アビームコンサルティング株式会社(以下、アビーム)

# 【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
  - (1) 標準仕様書 2.1 版の改版想定
  - (2) 第5回全国意見照会の結果共有
  - (3) 第5回全国意見照会の反映方法の協議
  - (4) 未来の業務のあり方 WT の検討状況の共有
  - (5) 今後の検討会等の開催案内
  - (6) その他
- 3. 閉会

# 【配布資料】

資料1事務局資料

資料 2 全国意見照会回答票(生活保護システム)

資料3 全国意見照会回答票 (レセプト管理システム)

資料 4 標準仕様書 2.1 版 (案) 生活保護システム

資料 5 標準仕様書 2.1 版 (案) \_レセプト管理システム

# 【議事概要】

<主な意見交換の概要>

- ■議事(1)について
- 特段意見なし。
- ■議事(2)について
- 特段意見なし。
- ■議事(3)について

# 全国意見照会における意見の反映方針について

- 全国意見照会を実施するうえで、資料 1 の P5 に記載されている意見の反映方針は自治体向けに明示しているのか。自治体に意見の理由や根拠等を明記することを求めるのであれば、意見の反映方針を事前に示すことが必要であり、事務局において意見の反映要否を検討することも容易になると想定している。(庄司様)
  - → 全国意見照会を発出する際は特段明示していない。自治体が意見の反映方針 を把握することで、より有用な意見が出ると考えられるため、次回以降の全 国意見照会では示していきたい。(アビーム)

## 納付方法における実装区分の変更について

- 生活保護システムにおける納付方法の機能要件について、「標準料金代理収納ガイドライン」を踏まえて、コンビニ収納機能のインターフェースを実装することについての懸念点等を伺いたい。(アビーム)
  - → 他の標準準拠業務におけるコンビニ収納において「標準料金代理収納ガイドライン」に準拠してインターフェースやシステムを開発することは定めていない認識である。
    - 収納代行業者は多数あり、全業者が「標準料金代理収納ガイドライン」に準拠したインターフェースを用いているかデジタル庁では把握していない。システム開発事業者が収納代行業者と調整可能か確認すべきである。また、ガイドラインへの準拠がシステム開発事業者のシステム開発の負担軽減につながるかを明らかにしたうえで対応すべきと考える。(デジタル庁)
- 「要件の考え方・理由」の「収納代行業者のフォーマットの項目に準拠することとする。」の記載を削除しても、括弧内の「上記ガイドライン以外の事業者独自フォーマットへの対応可否は、収納代行事業者とシステム開発事業者との協議により決定することを想定している。」の文言を追加するのであれば、結果的に各収納代行事業者の独自フォーマットにカスタマイズすることになるため、統一したフォーマットでの機能実装は困難であると考える。そのため、必須機能ではなくオプション機能とすべきだと考える。(北日本コンピューターサービス株式会社)
  - → 他の標準準拠業務ではコンビニ収納機能を活用していると認識しており、生活保護でも他業務の方針を踏襲して対応すればよいと考える。(東大阪市)
  - → 税務システムでは各収納代行業者独自のインターフェースに対応可能と認識している。また、後期高齢者医療システムにおいては、コンビニ収納、クレジットカード利用、アプリ請求など様々であることから、収納代行業者独自のインターフェースへ対応することは標準化対象外として位置付け、コンビニ収納に関する機能は外付けとして整理している。各業務で収納方法に幅がある点については今後の課題と認識している。(デジタル庁)
  - → 生活保護システムでコンビニ収納機能を必須としている自治体は複数挙がっているが、各事業者の独自フォーマットに合わせて開発することは難しいと考える。また、収納に対応するには収納様式にバーコードが必要であるが、現状様式が定まっていないため、各自治体の独自様式にバーコードを印字している状況である。今後全国で様式を統一する想定であれば、システム開発

- に影響が出ないように留意頂きたい。(株式会社 IJC)
- → 承知した。コンビニ収納に係る機能要件の「要件の考え方・理由」における 括弧内の記載内容について再検討する。ガイドラインに沿った実装について は問題ないか伺いたい。(アビーム)
- → 「標準料金代理収納ガイドライン」の改版は頻繁に行われるため、生活保護システム改修における取り扱いを明確にしてほしい。ガイドラインの改版毎に最新のガイドラインへの準拠が必要となる場合、システム開発事業者間で開発状況に乖離が生じることを懸念している。標準仕様書にガイドラインの版数を記載し、そのガイドラインに準拠して実装することも一案である。(富士通 Japan 株式会社)
- → 現状は、コンビニ収納に対応している自治体と対応していない自治体があると認識しているが、コンビニ収納に係る機能を実装しないことは、収納率の低下にもつながると考えるため、強く推進することが重要である。(東大阪市)
- → 複数の収納チャネルを持つことが必須であるため、コンビニ収納の機能は必 須機能として盛り込むべきだと考える。(新宿区)
- → ガイドラインに基づいて機能を実装することについて、一部懸念もあること を認識した。要件の考え方・理由の記載は再度事務局にて検討し、オブザー バーベンダ各位に対して別途意見を求めたうえで、検討したい。(アビーム)
- 収納方法はペイジー、eL-QR等多数あるが、コンビニ収納のみを特筆して標準仕様に追加するに至った経緯について伺いたい。(新宿区)
  - → 政令指定都市要件としてコンビニ収納に係る機能追加の要望があったため、機能要件として追加されたと認識している。今後システム開発事業者の開発状況を鑑み、WT等にてコンビニ収納以外の収納方法を検討することも一案である。(アビーム)

## 境界層該当証明書における機能追加について

- 当区における自己負担額の履歴管理が必要なケースは年間 10 件程度である。境界 層該当証明書の自己負担額の履歴は、過去の紙帳票を確認する運用で管理できて いるため、システム化は不要な認識である。(新宿区)
  - → 東大阪市は管理が必要なケース数が多いため、当該機能の追加も一案と考えた。一方で、境界層の区分が変更されたこともあり、システム開発事業者による頻繁なシステムメンテナンスが必要だと感じたため、機能追加は不要と感じた。(東大阪市)
  - → 介護保険料の区分は、自治体によって異なると認識している。それらをシステム上のテーブルで管理するのか、手入力で管理するのか伺いたい。(新宿区)
  - → 自己負担額は手入力で行い、システムで履歴を保持する想定であった。 現行業務においても、履歴管理が必要な件数は多くないことを踏まえて、機 能追加は不要と判断する。(アビーム)

## ■議事(4)について

- 第6回 WT にて、未来の業務のあり方 WT のまとめとして効率化・改善された生活保護業務の全体像を共有してもらえる認識だが、その整理を踏まえて来年度はどのような検討を行う想定か。(東大阪市)
  - → 令和6年度で協議した業務像をもとに課題や制約事項を整理し、その実現方法や標準仕様書への反映方法を検討する想定である。(アビーム)
  - → 令和7年度を迎えると、標準準拠システムへの移行が進行する。そのため、 未来の業務のあり方についての検討と並行し、移行困難システムを抱えてい

るシステム開発事業者や自治体の現状を確認する場を設けることや、標準準拠システムの導入を先行して進めている自治体の意見や導入事例を広く聴取することも検討いただきたい。(東大阪市)

→ 令和7年度末の移行期限に向け、不具合やシステム導入後に判明する新たな 課題等が明らかになる想定である。速やかな対応が求められる部分について は柔軟に対応していただきたい。(庄司様)

### ■議事(5)について

○ 特段意見なし。

### ■議事(6)について

- 標準仕様書 2.0 版の適合基準日は令和 9 年 4 月 1 日であり、標準仕様書 2.1 版の 適合基準日は令和 10 年 4 月 1 日であるが、2.1 版のシステム導入のスケジュール について伺いたい。(町田市)
  - → 2.0 版は現在令和9年4月1日までの移行を目指してシステム開発事業者が 開発していると認識している。その後、令和10年4月1日までの1年間を 用いて2.1 版に向けた改修を行うと想定している。(アビーム)
  - → 多くの自治体で1.1版の段階で遅延が生じている認識である。自治体間で標準準拠システム実装の進捗が異なるため、今後改版されていく標準仕様書に対応する中で、自治体間で版が異なるシステムが混在し、移管や他業務との連携にも影響が生じることを懸念している。また、システム開発事業者も対応に追われており、定められたスケジュールで移行することは現実的に困難だと感じている。来年度以降、この点についても考慮して検討を進めてほしい。(町田市)
  - → 各ステークホルダーの状況を踏まえ、方針変更も念頭に置きながら検討を進めてほしい。(庄司様)
  - → 標準化移行の実態は今後明らかになる部分も多いと認識しているため、課題を整理したい。システム標準化全体の足並みを揃えるという観点からも、転換すべき点は柔軟に対応しながら進めていきたい。(アビーム)
- 標準仕様書の異なった版に対応したシステムが今後混在する可能性がある点について、デジタル庁はどのように考えているか。(庄司様)
  - → 令和6年12月に地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定が閣議決定された。今後、令和9年度までの経過措置を行う必要がある機能の検討を行うことになる想定である。また、令和7年度の移行状況を踏まえ、今後経過措置の対応について、制度所管省庁とデジタル庁で整理を行う方針である。(デジタル庁)
- 自治体間での連携や都道府県との連携、庁内での連携において、他業務の標準準拠システムと連携できるとよい、といった意見を検討会の場などで挙げてきた。今後、標準化移行が進捗することで、システム連携に関する知見や課題も明らかになると考えられるため、自治体の知見や課題を共有できる仕組みが出来るとよい。例として、デジタル庁主導で、庁内連携をスムーズに行っている自治体の事例の情報発信などが考えられる。(東大阪市)
  - → 様々な方法で情報共有を行うことは重要だと考えているため、デジタル庁や 事務局においては、その点検討を進めていただきたい。(庄司様)

以上